

当裁判所は、本件に関し、原告及び被告ら双方の間で事実認識及び法的見解に食い違いがあるものの、本件訴訟の経緯、事案の性質など諸般の事情に鑑み、本件について、紛争の早期かつ円満な解決のため、原告及び被告ら双方に対し、以下のとおりの和解を勧告する。

和解条項（案）

- 1 被告らは、原告に対し、本和解金として連帯して20万円の支払義務のあることを認める。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して前項の金員を本和解成立時から1か月以内に支払う。
- 3 原告及び被告らは、本件訴訟について円満に解決したことを相互に確認する。